

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト補助金交付要項

【(5) ふるさと選手活動支援プロジェクト】

1 目的

成年種別の安定した競技得点の獲得や2027年に本県で開催される第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得のため、本県競技団体の国スポに向けた計画的な強化練習等へふるさと選手を参加させるための旅費等の支援や、ふるさと選手の所属先へ派遣の依頼をする際の旅費等の支援を行うことで、競技力の高いふるさと選手の確保と安定した競技得点獲得の定着を図る。

2 補助対象

- (1) 九州ブロック大会や国民スポーツ大会の強化候補選手で、活躍が期待されるふるさと選手。
- (2) ふるさと選手制度を活用する競技団体。

注：ふるさと選手が各種大会に参加するための支援ではない。

3 補助対象経費

※ 領収書の宛名は、個人での経費支出の場合は個人名、団体での経費支出の場合は団体名とし、但し書きには使途の内容及び支出者の人数等が記載されていること。

【ふるさと選手の活動支援】

- (1) 旅費 強化練習等に伴うふるさと選手の交通費、宿泊費、旅行雑費（県内一日200円・県外一日1,100円）
- (2) 役務費 振込手数料・通信運搬費・傷害保険料

【関係団体派遣依頼支援】

- (1) 旅費 選手の所属先へ派遣依頼する際の交通費、宿泊費、旅行雑費（県外一日1,100円）
- (2) 需用費 選手の所属先へ派遣依頼をする際の資料作成に伴う印刷代、消耗品代
- (3) 役務費 振込手数料、通信運搬費

4 支援対象者、対象団体の決定

関係競技団体の希望調査書に基づき強化・育成委員会で決定する。

5 事務手続き

宮崎国スポ強化戦略プロジェクト（(1)国スポ選手強化プロジェクト：①強化費支援、②トップチーム活用支援、(5)ふるさと選手活動支援プロジェクト）として一括申請を行う。

6 支援金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

令和 6年4月1日一部改正

令和 7年4月1日一部改正